

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②施設・事業所情報

名称：松前町立白鶴保育所	種別：保育所
代表者氏名：本多 知子	定員（利用人数）： 60名（35名）
所在地：伊予郡松前町大字上高柳 266-1	
TEL：089-984-1088	ホームページ： http://www.town.masaki.ehime.jp/site/shiratsuruho/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：昭和 32 年 4 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：松前町	
職員数	常勤職員： 6 名 非常勤職員 4 名
専門職員	（専門職の名称） 名
	保育士 3 名
	パート保育士 3 名
施設・設備 の概要	（居室数） 4
	（設備等） 遊戯室、プール、エアコン

③理念・基本方針

保育理念

- ・一人ひとりの人権を尊重し、その子らしさを大切にした保育を行う。
- ・遊びの中で自己発揮しながら、自ら考え学び生きる力を育てる。
- ・保育所と家庭、地域が連携し、一人ひとりの育ちを促す保育を行う。

基本方針

- ・しなやかな心と体の発達を促し、生きる力の基礎を育てる。
- ・一人ひとりの人権を尊重し、その子らしさを大切にした保育を行う。
- ・いろいろな実体験や遊びを中心とした生活を通して、一人ひとりに応じた総合的な指導を行う。
- ・主体的な活動を通して、子どもたちが自ら考え学ぶ力を育てると共に、豊かな感性を育む。
- ・異年齢交流や地域の人との交流を通して、自分や人に対して優しい心を育てる。
- ・家庭と連携して保育を行う。

(保育所版)

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 保育所内に給食調理室があり、手作りの温かい栄養バランスを考えた食事や園庭での栽培体験とつながった旬の食材を使った食事の提供
- ・ 家庭的な雰囲気を中心に、丁寧な保護者支援
- ・ 岡田校区幼保交流活動を実施
- ・ 町立保育所間での就学前児童の交流活動及び職員の資質向上のための研修
- ・ 地域老人会（上高柳、大間、恵久美）との交流活動を実施
- ・ 松前町地域子育て支援センターと連携して、保育体験サークル「まさきっこクラブ」を実施
- ・ 松前町要保護児童対策地域協議会と連携し、家庭支援を実施
- ・ 松前町特別支援連携協議会（専門機関含む）と連携し、個々に応じた教育的支援の実施

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 30 年 6 月 5 日（契約日） ～ 平成 31 年 1 月 16 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	初 回

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 当園は公立保育所であることから、町の子育て支援施策の動向を踏まえた事業計画を作成しなければならない制限があるなかで、園独自の単年度の事業計画を作成している。事業目的別に項目を設けるなどの記載上の工夫がみられる。
2. 保育所保育指針の改訂に沿った保育内容の変更点などについて、説明責任を果たすために保護者向けの入園資料に、図を利用して分かりやすく伝えている。
3. 町内の保育の質を組織的に高めるために、保育内容の標準化を促進する各種のマニュアルや手順書の整備を進めている。具体的には、PDCA サイクルを意識して、実施した取り組みや保育実践に関する 3 種の評価ツール（保育士の実践の自己評価、保育士の経験値別の専門性の習得状況の評価、子どもの年齢別発達と保育の関わりの評価）を町内の保育所長会・主任会で開発し、運用を試行している。また、防災マニュアルについては、想定しうる多様な場面別の対応マニュアルを整備している。
4. 教育相談及び特別支援を要する子どもに関して、小児科医、保健師、障害児支援の有識者等の町内外の関係機関の人的資源との協働が充実している。

5. 食を通じた保育実践に力を入れている。食事を楽しむ雰囲気づくりとして、十分な食事時間と空間を確保している。地域住民の協力による稲作体験や地域の幼稚園との給食体験を通じた交流などの工夫を凝らしている。

◇改善を求められる点

1. 建物の老朽化及び構造上の問題があり、不審者対策に課題がある。また、老朽化に伴い、施設整備や安全対策に改善が求められる。
2. 職員数に余裕がないため、潜在化した保育ニーズについては十分に把握できていない点がある。また、単年度の事業計画は整備されているが、成果に関する評価の整備を進めていかれることが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、職員一人ひとりが自分たちの保育内容や環境構成、子どもや保護者へのかかわり等、保育を見直したり、自己評価チェックシートの項目を一つずつ話し合ったりすることで、職員間の意識統一を図る良い機会となりました。

保育所においては、子どもたちが安全で安心して過ごせるよう環境を整えていくことが大切です。建物の老朽化や構造上の問題はありますが、防災・防犯について様々な状況を想定しながら訓練を重ね、起こりうる問題点について職員間でしっかり話し合い、職員同士の連携や役割分担を各自がしっかり把握し、マニュアル対応だけでなく、いざという時に柔軟に対応できるようにしていきたいと思います。

評価頂きました単年度事業計画につきましては、今後はその成果についてデータを取りながら可視化していき、次年度に活かしていけるようにしていきたいと思います。

今後は、評価を真摯に受け止め、ご指摘いただきましたことを一つひとつ丁寧に改善に向け取り組んでいき、保護者や地域の方から信頼される保育所になるよう、福祉サービス、保育の質の向上に努めてまいりたいと考えています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>保育理念・基本方針については、新年度の職員会等で所長が口頭で説明するとともに、全職員に配布し、共通理解を図るように努めている。保護者に対しては、町立保育所共通の冊子を作成し、入園式や面談時に口頭で説明を行うとともに、園だよりにおいても周知を図るなどの様々な方法で行っている。今後の課題としては、保護者アンケートなど、周知状況についての確認が行われることが期待される。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>町の社会福祉事業計画及び子育て支援事業計画等の資料、町の研修から福祉ニーズや保育ニーズを把握している。公立保育所であることから、定期的に保育のコスト分析は行われている。利用率の推移等については、数値化されたデータや記録の蓄積による分析は行っていないが、0歳児保育の受け入れがない、延長保育がないなどの要因を地元住民等からの聞き取りや勤務経験の長い保育士の情報から感覚としては把握されている。今後は得られた情報を記録し、町全体で推移を把握していくことが期待される。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>事業経営及び経営状況については、町立保育所長会で保育士の業務時間の分析を行い、必要な人員案についての意見交換を行い、所管課に要望を出している。所管課は要望を受け、子育て支援員など多様な人材の活用案を含めて、人的課題の改善に向けての検討を行</p>		

っている。また、サービスの質の向上については、町内の公立保育所において第三者評価を受審した園は、町立保育所長会において、情報共有を図り、町立保育所全体で改善に向けて体制や書類の整備を進めている。2018年度から公共施設の点検マニュアルを利用し、年2回点検を実施し、実施結果を所管課に提出している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>中長期的なビジョンは、町の子ども子育て支援事業計画に基づき、5年ごとに策定されている。町において、公立保育所として当園の存続を含めて検討されている。今後、存続となった場合、0歳児保育や土曜保育の実施に向けての環境・職員体制なども検討している。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>2018年に当園独自の単年度計画が作成されている。行事計画ではなく、事業目的別に事業計画を検討することで、保育の質の向上を図ることを意識するなど職員の取組姿勢に変化の兆しを感じる。今後は、単年度の事業計画に、数値目標や具体的な成果等を設定するなどの取り組みが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し が組織的に行われ、職員が理解している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定において、様々な方法で意見集約を試みている。研修計画等は職員の意見を集約・反映させている。地域住民との日常的交流の中で意見を集約し、在園児の保護者には年度末にアンケートを行い、新入園児の保護者には、入園後アンケートを取るなどの工夫を行っている。また、保護者のアンケート結果は書面でフィードバックしている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育所の年間行事等については、入園時に冊子を配布している。保護者支援、地域の高齢者や幼稚園との交流については、取組みの様子や意義などを参観日や懇談会などで直接説明できる機会を設けるとともに、園だよりで周知するなどしている。</p>		

(保育所版)

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に関する組織的取組みとして、チェックに関する様々な評価ツールの開発に力を入れている。保育者は「保育者のための自己チェックリスト」を年に3回行い、また、町独自で開発した、キャリア別の保育士の知識・技能の習得状況を確認できる評価項目を用いて、各自で振り返りを行い、その後園内で話し合いをしている。また、年・月・週の指導計画については、所長が確認し、助言メモをつけ、口頭で説明するなどの個別指導を行っている。子どもの発達状況の把握と成長をとらえる評価項目と保育実践との関連を図る評価項目については、他市の取組や既存の発達評価指標を参考にして、町立保育所長会や主任会が協働で、町独自の評価指標を開発し、今年度試験運用を予定している。保護者に対して、取組みや研修で学んだことは、適宜、お便りなど書面で情報提供している。今後は、試験運用された評価結果に対する話し合いの記録を蓄積し、改良につなげていくことが期待される。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>パート保育士が多く、全職員で話し合いをして事業課題を共有化することに課題があると認識されている。現在は、記録の回覧や個別の口頭伝達等で保護者からの要望や対応について共有できるように努めている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>所長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組みを年度初めの職員会議で説明している。また、職員が安心して働けるように話しを十分に聞くなどして所長としての役割を遂行している。職務分掌及び有事の所長の役割と責任について、不在時も含めて文書にて明示されている。所長は、所長会の会議結果を職員に文書で報告し、周知を図っている。</p>		

(保育所版)

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>所長は、遵守すべき法令のうち、合理的配慮や防災についての課題意識が高い。職員に対して、毎年、町職員として遵守すべき事項を集約した書面を配布し、具体的な保育の実践場面に応じた理解が図れるように指導している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>所長は、指導計画への個別のコメントや経験に合わせた専門性の習得シートに基づいて職員の成長と課題を話し合うなど、保育の質を高めるための保育者育成への実践力があり、意欲が高い。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>経営や業務の改善については、職員配置や応援体制の要望を町に出すなどしている。また、町内の公立保育所に配置された保健師を職員の健康診断や巡回相談にも活用し、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>必要な人員体制の確保については、町に人事裁量があるため、実績は伴っていない。保育士の育成や確保については、保育実習や中高校生の職場体験の受入れ、県単位の保育関係者のセミナーや保育士養成校の実習懇談会に参加するなどに努めている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>人事基準は町例規集に明確に示されている。パソコンでの閲覧が可能であり、必要なことは随時職員に周知している。保育士の専門性については、評価リストを作成し、今年試験運用し、求められる専門性を明示し、研修体制を整える準備を進めている。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士の配置状況に対する課題は現場から要望が出されている。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは毎月町へ報告されている。パート保育士が多いため、正規職員がワーク・ライフ・バランス休暇を取りづらい状況にある。所長と日常的に相談できる機会があるため、町の個別相談の利用には至っていない。福利厚生は町の基準に準じて実施している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>正規職員については、所長同席のもと所管課長による面談が行われている。チェックリストを活用して、保育者一人ひとりの目標項目、目標水準、目標期限は立場や能力を考慮して設定しているかを確認している。目標の進捗状況は、中間面接を行い、目標の軌道修正や悩みをなどについて相互理解を図っている。臨時職員については、行政の目標管理や面談は行っていないが、所長と一人ひとりの職員の話をする時間を設け、仕事に対する悩みを共有している。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>町例規集により期待する職員像は明示されている。一人ひとりの保育者の専門性向上に必要な研修ニーズを把握している。予算と職員体制の制限がある中、全職員がキャリアアップ研修に参加できないことを考慮し、町独自に研修を立案している。職員の研修への参加意欲は高い。2017年度から、所長・主任合同研修会において、研修内容やカリキュラムの評価ツールを作成し、指導計画の見直しを行っている。また、経験年数別のパソコン活用法やポートフォリオを用いた研修などを実施している。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>2018年度は、町立保育所の正規職員の保育士は、保育所保育指針の改訂に伴い、「就学前に育てたい10の姿」をテーマにグループ研修を実施し、調理員は年数回の調理委員会や調理実習を実施している。また、町が主催するセキュリティ、メンタルヘルス、防災等をテーマにした研修に参加している。今後、パート勤務の保育士に、公費による研修の機会を保障することが課題として認識されている。</p>		

(保育所版)

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>保育実習と子育て支援員研修の受け入れを行っている。保育実習については、受入れの手順書及び教育マニュアルを整備し、受け入れ先の保育士の養成校の実習懇談会に出席し、保育士養成校との意見交換を行い、連携しながら進めている。所長は職員に対して、保育実習生への教育・育成に関する基本姿勢を明文化し、指導者教育を行っている。</p> <p>現在、子育て支援員など保育士と異なる人材の養成の機会が求められており、研修体制が検討されている。今後、職種の特性に応じた研修のプログラムの充実が望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>ホームページを活用し、保育所の理念や基本方針、保育内容、事業計画及び報告を公開している。入園児童には、当園の保育所の理念や基本方針、保育内容、事業計画を冊子にして、各家庭に配布している。保育所の行事ごとの子どもの様子はホームページを活用し、情報配信している。現在、苦情相談に対する回答や対応結果について、文書での対応はされていないものの、その必要性を認識されている。今後は整備に向けての検討に期待したい。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>外部監査は、県指導監査と町定例監査を受けている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>地域の老人会との交流は年間行事計画に取り入れて継続的に実施している。また、季節に応じた地域の行事や活動は、適宜地域住民からの提案があり、園児に多様な経験を得る機会として、柔軟に園の活動に取り入れている。所長は、地域行事に参加し、地域住民や地域の子どもたちとの交流や情報交換を図るように努めている。園庭開放や保育体験サークルを支援し、地域の在宅で子育て中の親子との交流や育児相談を行っている。同一小学校区となる幼稚園の年長児との交流会を実施し、就学期への移行支援を行っている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアや職場体験の受入れの手順書は、保育実習と同一内容を活用している。具体的な園児との関わりを例に、事前指導を行っている。今後は、活動目的と対象に応じた受入れ体制とマニュアルの整備を検討されることが望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の関係機関・団体についてのリストが作成され、保護者には、入園時の冊子内で紹介している。ネットワークを用いた支援の進捗状況は、必要な人員内で慎重に共有している。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>子育て支援センターと連携し、未就園児親子を対象にした保育体験、地域の高齢者との交流活動、園庭開放を実施している。建物が古く防災面での地域への貢献は難しいため、町全体の地域防災活動に参加するなど、人的面での交流などで貢献していきたいとの課題意識はある。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>町の子育て支援事業の動向をふまえた子育て支援ニーズは把握できているが、町全体の福祉ニーズについては、民生委員と相互に情報交換や共通理解を図るように努めている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>人権教育については、個々に人権擁護のためのチェックリストに取り組み、日頃の保育の中において自己のふり返しを行っている。また、職員の人権意識を高めるために研修会を行い、研修後には話し合いをもっている。そして、子どもの性差や個人差を踏まえたうえで、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう環境を整え、職員は子どもへの影響に配慮し、組織として見通しを持った取組を行っている。現在該当する具体的状況は認識されていないが、社会の中で求められている、外国籍児童や性的マイノリティ等の新たな人権や性差に関わる多様な課題に対して、多文化共生社会の実現に向けた研修など、子どもの人権尊重の理念に対する理解を、さらに深める組織的な取組の継続に期待したい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「松前町立保育所における児童虐待防止対応マニュアル」を策定し、職員に周知している。おむつ交換やプール遊びの着脱等、生活の場面においてもプライバシーの保護等に職員は配慮し工夫を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所保育指針の改訂に伴い、パンフレットや入園時の冊子において、図等を用いてわかりやすく伝える工夫をしている。保育所、福祉課、子育て支援センターに常置すると共に見学者には冊子を使い、丁寧に口頭でも説明している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始・変更等についての手続きは、所管課が担当している。今年度、保育施設利用の手引きを統合し、必要な情報を1冊にまとめるなど、利用者によりわかりやすい工夫を行った。また、配慮を有する保護者等を想定し、多様な情報の入手方法を提供している。保育を必要とする状況に変化があった場合も、園と所管課が連携し対応している。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>家庭環境の変更で、保育園の変更（転園・退園）に際しては、申し送り事項の決まった様式はないが、保護者の同意の下、引継ぎをしている。どんな機関を利用したらよいかわからない保護者がいた場合、その関係機関の情報を伝えたり、機関へ相談をつなげたりするなどの体制はある。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>単年度計画で設定された事業の成果と課題を把握するために、行事については保護者のニーズをアンケートや、日々の連絡ノートや個人懇談会で把握するなどの取り組みが充実している。また、今年度は、保護者の意見をもとに、運動会の実施時期を変更するなどして、把握したニーズを次回の活動に活かせるように取り組んでいる。今後は、地域住民との交流事業や他施設や他機関との共同事業の成果や課題についても、多様な取り組みの成果を可視化されることに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制は整備され、保育室前に紹介されたり、投書箱が設置されたりしている。入園当初、保護者に説明するとともに資料を配布し、周知している。送迎時の対話や連絡ノート等を通し、保護者等からの要望や意見を職員間で共有するよう取り組んでいる。今後は、実際の活用に至る工夫を検討されたい。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保護者とは、送迎時に話しやすい雰囲気を作ったり連絡ノート（未満児）を活用したりして、話をする環境作りを心がけている。また、プライバシーに配慮し落ち着いて話ができる工夫もなされている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>当園は保護者からの相談や要望が出にくいという課題を認識しているが、顕在化した相談や要望に応じた際の対応マニュアルは整備されていない。今後は、苦情に関わらず、保護者からの相談や要望も含めて、組織として対応できるようにマニュアルの整備を期待したい。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、様々な災害を想定した避難訓練を実施し、手順や役割分担の確認を行っている。「保育所施設、設備安全点検チェックリスト」を活用し、毎月点検を行うとともに、今年度より公共施設の点検マニュアルに沿って、年2回点検を行い、点検シートを財政課に提出している。ヒヤリハット、事故報告などを職員間で共有し、再発防止に努めている。また、園内の危険箇所について職員間で話し合い、リスクマップを作成し、常時見える場所に掲示し、対策を講じるように意識づけている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>「松前町感染症・食中毒対応マニュアル」が作成されており、定期的な見直しが行われている。2か月毎に保健だよりが配布されており、感染症の未然予防と拡大予防に努めている。感染症が発生した時、最小限にとどまるよう、保護者に文書や掲示などで注意喚起を行っている。健康観察や個別健康シートを活用し、子ども一人ひとりの健康状態を把握している。職員には、感染症対応の手順書を配布し、適切な対応がなされている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>毎月1回、火災や地震を想定して避難訓練を実施している。子どもの安全確保の取組みは、危機管理マニュアルが作成され、組織的に行われている。また、災害発生時の子どもの引き渡し、保護者への連絡体制、備蓄物等が整備されている。災害時の緊急連絡メール「まちこみメール」（登録率が100%）を活用できている。今年度は、非常時に備え、地域の老人会と避難訓練も計画されている。今後は、園の地域状況からも風水害を想定した避難訓練の実施が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始から終了に至るすべての過程において、保育士が必要とする関わりを行う際の標準的な実施方法に関する手引きや手順書が整備され、職員に周知され活用されている。また年度初めの職員会議で読み合わせを行い、保育の水準を保つよう努めている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>「松前町保育所倫理綱領行動指針」及び「保育士関連の書類」の手順書が作成されており、対応の標準的な実施方法が文書化され職員に周知されている。また、子ども一人ひとりの発達や状況に応じた標準的な保育実践が行えるよう「保育者のための自己チェックリスト」「発達経過年表とその解説書」を作成し、これを評価基準として見直しを行うという体制づくりに積極的に取り組まれている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は、「保育内容に関する全体的な計画」や入園前後に収集される情報・保護者の意向などに基づき、作成されている。また、町立保育所の独自の取り組みとして整備が進められているところは、先進的な取り組みとして大いに評価できる。</p> <p>子ども一人一人の発達課題を把握し、活動に活かしていく各種の様式を活用し、可能な範囲で、3歳以上児の個別のニーズに沿った個別の指導計画や各種計画やクラスの指導計画に反映させていくなど発展されることを期待したい。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>今年度、町立保育所全体で作成した「保育内容に関する全体的な計画」を基に、自園の子どもや保護者のニーズに合わせた見直しを行っている。指導計画は、毎週所長による評価・見直しが行われ、保育が計画に基づいて実施されたかどうかを確認する仕組みが整備されている。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況や保育の実施状況については、児童表や指導計画に記録されている。記録の仕方については、差異が生じないように標準的な記録の手順と留意点を示したマニュアルを基に、職員への指導を行っている。また、回覧板・報連相ノートや職員周知用紙の活用などの工夫がなされ、職員間の情報共有の取り組みもなされている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報の取り扱いについては、松前町個人情報保護条例に基づき、管理体制が整備されている。また、松前町主催の研修会に参加する等、職員への継続的な周知徹底を行っている。保護者には、入園式に口頭説明をするとともに、冊子を配布し文章での説明も行っている。</p>		

A-1 保育内容

1-(1) 保育課程の編成

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・㊸・c

所見欄

保育課程の編成は、指針改訂をふまえ2年前から町立保育所の所長・主任合同研修会で検討しながら取り組んでいる。町立保育所統一の全体計画を作成し、各町立保育所の地域資源の強みや入園児童のニーズに即して、実情に合わせて運用している。当園では、地域の高齢者との交流と小規模保育所ならではの異年齢児保育という特性を活かした計画となっている。

1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・㊸・c
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・㊸・c
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㊸・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・㊸・c
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非 該 当
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊸・c
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊸・c
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊸・c
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊸・c

(保育所版)

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊦・b・c
--	-------

所見欄

建物の老朽化という制約があるが、温湿度や採光等の保育室の条件整備、体調不良時の緊急対応、衛生管理により安心・快適な環境に努めている。また、子どもの発達に配慮したコーナー遊びなどの空間構成に工夫が見られる。しかし、家具や遊具、子どもの動線上にある柱、窓、出入口については、さらなる安全確認が必要と思われる。また、職員数の課題と建物の構造上の特性から、保護者の送迎時の動線に対応した受入れには改善が望まれる。

1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊦・b・c
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㊦・b・c
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㊦・b・c

所見欄

子どもの健康と安全に関するマニュアルや手順書に基づき、毎朝、保護者に記入してもらう「保育所入所児童と家族の健康シート」や連絡ノート、職員による視診等で一人ひとりの子どもの健康状態を把握している。また、健康診断受診時には、予防接種や健診などの未受診がないか確認し、受診を勧めている。「松前町立保育所 保健計画」が作成され、それに基づき保健師による巡回相談や職員指導が行われている。アレルギー疾患の子どもについては、医師の指示書を基に、保護者と連携し毎月食材チェックを行い調理している。アレルギー児の給食は、専用トレイに入れ、誰が見てもわかるような工夫がされている。

1-(4) 食事

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㊦・b・c
A-1-(3)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㊦・b・c

所見欄

落ち着いた空間構成や楽しんで食事を摂れるためのゆったりとした食事の時間を確保するなど、意欲的に楽しんで食事できる工夫がなされている。各年齢の食育計画を作成しており、調理員が毎日、子どもの食べる様子を見たり会話をしたりしながら一緒に食事をしている。「家庭における食生活習慣などに関するアンケート調査」を実施し、子どもや保護者の意向をくみ取る体制も整備されている。

A-2 子育て支援

2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・㊦・c

所見欄

人員の余裕がない中、送迎時に保育士が積極的に保護者に話しかけるように努力している。毎月、園だよりを発行し、遊びの背景にある子どもの成長も伝えるようにしている。

2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・㊦・c
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㊦・c

所見欄

虐待防止・子どもの権利侵害については、虐待防止マニュアルを定めて、職員に研修を行っている。松前町要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関との連携を図っている。今後は、整備されたマニュアルをもとに職員研修や支援への活用が期待される。

A-3 保育の質の向上

3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㊦・c

所見欄

職員は、園内研修で保育や子どものエピソードなどを通して、ふりかえりを行っている。また、年3回すべての保育士がチェックシートで自己評価を行なっている。担任保育士同士では、話し合いを行い、結果を所長が評価している。今後は、パート保育士についても、取組みが望まれる。